

経済産業省

公 印 省 略
20251016公開経第1号
令和7年11月14日

行政文書開示決定通知書

齋藤 経史 殿

経済産業大臣 赤澤 亮正

令和7年10月16日付けをもって別添写しのとおり受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することと決定したので通知します。

記

1. 開示する行政文書の名称
経済産業省人事評価実施規程

2. 不開示とした部分とその理由
無し

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この取消しの訴えを提起することができなくなります。）

3. 開示の実施の方法等
(1) 開示の実施の方法

別紙1記載の「1.（開示の実施の方法別）開示実施手数料」の「実際の手数料」を御覧ください。

また、上記「開示の実施」を受けるためには、法第14条第3項の規定により、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」書式に所要事項を御記入のうえ、この通知書を受け取った日から30日以内に下記情報公開窓口宛て御返送いただく必要がありますので御留意ください。

(2) 開示を実施する日

令和7年11月21日（金曜日）以降の日であって、所要事項が記載された上記「行政文書の開

示の実施方法等申出書」が当省に到達した日から3日後の日（注：当該日が土日祝日等の休日に当たる場合は翌開庁日となります。また、掲記期日の3日以前に「行政文書の開示の実施方法等申出書」の御返送（当省到達）があった場合は、令和7年11月21日となります。）

(3) 情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

- ①日時：令和7年11月21日（金曜日）から令和7年12月22日（月曜日）（土日祝日等の休日を除く。）までの日であって、所要事項が記載された上記「行政文書の開示の実施方法等申出書」が当省に到達した日から3日後（注：当該日が土日祝日等の休日に当たる場合は翌開庁日）以降の日
9：30から17：00まで（12：00から13：00を除く。）
- ②場所：経済産業省大臣官房情報公開推進室（情報公開窓口）
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館1階
電話番号：03-3501-1035

(4) 写しの送付を希望する場合の発送予定日、所要郵送料（見込額）等

①発送予定日

令和7年11月21日（金曜日）以降の日であって、所要事項が記載された上記「行政文書の開示の実施方法等申出書」が当省に到達した日から3日後までに発送予定（注：当該日が土日祝日等の休日に当たる場合は翌開庁日。上記期日の3日以前に「行政文書の開示の実施方法等申出書」の御返送（当省到達）があった場合は令和7年11月21日となります。）。

②郵送料（見込額）

郵送する媒体により料金が異なります。委細は、別紙1記載の「2.（郵送する媒体別）所要郵送料（見込額）」を御覧ください

③郵送料の納付方法

所定額の郵便切手を、上記「行政文書の開示の実施方法等申出書」に同封して情報公開窓口宛て送付してください。

(5) その他

別紙2「説明事項」記載を御一読ください。

4. 担当課室等

担当課室：経済産業省大臣官房秘書課
電話番号：03-3501-1797